

〔平成十一年度大会シンポジウム〕特集・丸山思想史学の地平＝I 〈日本思想史〉の全体像を中心に

丸山古代思想史をめぐって

水 林 彪

(お断り)

本シンポジウムにおける報告時間は二十五分、時間は非常に限られているが、幸い、各人数千字程度の文章を掲載して下さる報告要旨集が会員の皆さんに事前に配付されることになった。そこで、私の報告については、大きく二つの部分にわけ、前半部分を以下に記すこととした。シンポジウムに参加する皆さまには、あらかじめお目を通していただくことをお願いし、口頭報告では、これに続く後半部分を中心にお話させていただきたいと思う。

はじめに—課題の設定—

大隅和雄大会運営委員長の趣旨説明によれば、本シンポジウム午前の部「〈日本思想史〉の全体像を中心に」の目的とするところは、『丸山眞男講義録』(東京大学出版会)の出版によって一般に知りうるようになった丸山眞男の「日本政治思想史学の全体像」を、「古代・中世・近世の三つの時期にスポットを当てて」検討することである。私の担当は「古代」、『丸山眞男講義録』既刊分のうち古代思想史が論じられているのは、一九六四年および一九六七年の講義(第四分冊および第七分冊)であるから、本報告の課題は、

おのずと、この二冊に凝縮された古代思想史論の検討といふことになる。

六四年および六七年の講義録において、古代思想史論は、特別の位置づけを有していた。というのも、この時期に、丸山は、古代思想をその後の思想史的展開の「原型」とみなす日本思想史像を完成させつつあつたからである。周知の如く、丸山の日本思想史研究は近世儒学および国学の研究から開始され、戦中から戦後しばらくの間（一九四二～五〇）、講義が扱う時代も近世・近代に限定されていた。しかし、病氣療養のための五年間の空白をおいて、一九五六年度の講義は古代（「神國思想の端緒的形態」）から説き起こすものとなつた（五六～五八年度が一サイクルをなし、五七および五八年度は近世・近代を対象とした）。丸山が講義の射程を古代にまで遡及させたのは、「日本政治思想史」と銘打つ以上、話は歴史の始原から始めるべきだ、という単純な理由だけからだつたのではない。丸山は、古代をば、日本政治思想史の全体像を理解する上でのキイとなる時代と考えるようになつてゐた。古代において、この国の政治思想の「原型」ができ上がり、中世・近世・近代の思想史はその「原型」の展開史であるとする認識が遅くとも五〇年代末には形成され⁽²⁾、六七年の講義では、かなり成熟した形を示すにいたつていた。

「原型」論は、このように日本思想史の全体像にかかわる議論であるから、「古代」の枠内で完結的に論じうるものではない。むしろ中世、近世、近代において古代思想が「原型」として機能していか否かの検討を通じて始めてその評価が定まるものであるから、午前の報告者全員の課題となる性格の問題であり、あるいは、一人の報告者が通常的に問題をたてうる午後の「方法論」の部で扱うことが適當かとも思われる問題である。しかし、主催者のご意向は、まずは、「原型」の誕生の時代とされた「古代」を扱う報告がこの問題を扱うようにとのことであつた。かくして、本報告の課題は、大づかみに、①「原型」論という着想そのもののについて、および、②「原型」として抽出された古代思想論について検討することが課題となる。

課題 1 丸山「原型」論批判の一観角

A 「原型」論的思考の共有

(1) 遷及的思考

「原型」論といふ日本思想史像が、思想史研究者によつてどのように受け止められているのか、私は不案内であるが、仄聞するに、批判的ないし否定的な反応が少なからず存在するとのことである。これに対して、私は、かなり強

い親近感を有しているといえるであろう。つきつめていくと、巨細様々、そのままの形では賛成しがたい点が出てくるが、着想それ自体には、共感を覚えるのである。

このことは、何よりも私自身の研究史が物語っているといえるかもしれない。私は、大学院時代は法社会学ないし日本近代法史を学んでいたが、やがて西欧法とこれを継受した日本近現代法の質的相違を強く感ずるようになり、日本近現代法はその歴史的前提の解明なくしては理解できないと考えるにいたって、近世の国制の研究にしばらくの時間を費やすことになった⁽⁴⁾。しかし、そのうちに、西欧前近代の国制と際立った対蹠的姿を呈する日本近世の国制の存在必然性は、これまたその歴史的前提の解明なくして理解できないと考えるようになり、ついに研究領域を古代にまで遡らせることになった⁽⁵⁾。研究対象を近現代から中世・近世へ、さらには古代へと遡及させていった私自身の研究史の背後にある日本の歴史に対するものの見方には、「原型」とその展開という丸山の日本思想史像と通いあうものがあるように思われる。

(2)持続する天皇制

私自身は、日本史のどの要素に、「執拗に持続するもの」を見いだしてきたのか。その一つは天皇制である。日本の

近代国家が天皇制国家という形式で成立したのは、近世の国制の頂点に天皇制が内在していたからであった。武家権力は、中世から近世にいたるまで、征夷大将軍あるいは関白・太閤の権力として、すなわち天皇によつて補任された官人の執行する権力という法形式を有していた。近世的国制は、在地領主制の否定の上にたつ独特の構造を有し、このことが近代国家のあり方に決定的な影響を及ぼしたのであるが、その在地領主制の否定は、天皇制を媒介として、在地領主階級が天皇の官人たる関白・太閤の指揮する一個の軍隊に編成されるということを通じて果たされた。

古代から近代にいたるまで持続する天皇制の重要な特徴の一つは、天皇は日本全土を支配する包括的な支配権限を有すると意識され続けたことである。このことは、西欧の王権ないし国家の歴史との対比で、日本の歴史の重要な特徴をなしている。西欧の王権が、国家に不可欠な一切の権利を演繹的に派生させることのできる包括的な権限を有すると観念されるようになったのは、ようやく一六世紀末フランスにおいて、ボダンが「主権」という概念を創造してからであった。権力の王権への集中がフランスに比して遅れたドイツなどでは、神聖ローマ帝国のレベルでは原始以来の選挙王制がなお残存し、領邦レベルでは、フランスにやや遅れて、「主権」概念に近い性質の「高権」の概念に

よつて領邦君主権力が正当化されるという有様であった。

「主権」ないしそれに近い概念によつて王権の統治が正当化される以前、王権の支配は、諸支配権原（特権）の束（算術的総和）として存在していたにすぎなかつた。

(3)日本律令国家における天皇の包括的一般的支配の確立

西欧世界の王権が包括的支配権限を獲得したのが近世（初期近代）においてであつたのに対し、わが国の王権が包括的支配権限を手にしたのは、七世紀後期に形成される律令国家においてである。

律令国家建設の方向がはつきりしてきた大化改新期（六四五～六四六）よりも以前の時代においては、国制は、個々の支配層の個別的縦割的支配の算術的総和として存在していた。〈大王・王族―中央豪族―地方豪族〉の体系が個別的縦割的支配関係としての「部」として分割的並列的に編成され、各レベルの支配層がそれぞれに「子代」〔部曲〕（「所領人衆」）を有する国制である。大化二年（六四六）三月中大兄皇子奏請は、「昔在の天皇等の世には天下を混じ廝めして治めたまふ」（かつて、天皇の御代は、天皇が天下を一つのものとして治められていた）のに対し、「今に及逮びては分かれ離れて業を失ふ〈國の業を謂ふ〉」（今はばらばらになつてしまつていて、國家統治の統一性が失われている）とのべ

ているが、ここで指摘されている「今」の国制が、個別的縦割的支配の算術的総和としての部制にほかならない。

大化改新とは、何よりも、そのような国制を、天皇が天下を一つのものとして統治する国制へ革新しようとするものであつた。中大兄皇子奏請が、右引用箇所につづけて、「天皇わが皇、万民を牧ふべき運に属りて、天も人も合応へて、その政、惟新たなり」（天皇（孝徳天皇）たるわが君は、万民をやしなうべき天運にあり、天も人も互いに応じて、政治が刷新されようとしている）とのべているのがそれである。ここで語られている国制理念は、天皇は天下・万人に対する包括的一般的な統治権限を有するとする觀念である。この觀念は、やがて大宝令（七〇一年）に実定化されることになつた。

要するに、私が古代政治思想のうちにその後の政治思想の「原型」を感じる場合、まず想起するのは、律令国家において確立する天皇王権の包括的一般的権限の理念が「原型」として、中世・近世・近代を通じて一貫して生き続けたということである。私の「原型」論は、必ずしもこれにつきるものではないが、しかし、ひとまずこの点を、丸山の「原型」論を検討するための一つの視座として確定しておきたい。後の議論との関係で特に留意していただいたいことは、私の「原型」論的発想は、律令国家的国

制にその後の国制の「原型」を見いだすものであるという
ことである。しかば、丸山の「原型」論とは、どのよう
なものであったのか。

B 丸山「原型」論の概要—特に政治意識の「原型」について—
丸山の「原型」論は、完成された姿では、歴史意識、倫理意識、政治意識それぞれについての「原型」論の三部構成であつたが、この文脈でまず問題となるのは、政治意識の「原型」論である。このテーマは、六七年度の講義（以下67**頁として引用）および一九七五年の講演「The Structure of Matsurigoto」に起源を有する一九八五年の論文「政事の構造」（以下85**頁として引用）において展開された。そこで議論を私なりに咀嚼し、要約するならば、次のようにになる。

(1) 古代律令国家における「まつりご」との構造
「まつりご」と（政事）は、「祭事」であるとする理解があるが、これは正しくない。「まつりご」と（政事）は、臣下が天皇に仕え「たてまつること（奉事）」である。現実の政事は臣下が天皇のために行うものであり、天皇は、その「まつりご」を「聞こしめす」だけである。天皇は「天下」を「しろしめす」のであるが、その内実は、臣下の行う「政

事」を「聞こしめす」ことにすぎない。日本の「政事」は、西洋や中国とは反対に、「下から上への方向で定義され
いる」（85二三八頁）。

」のような政治体制は「君臣共治」というが、臣下の担う「政事」もまた臣下の「共議」であった。律令国家においては、臣下の「共議」は太政官における議政官の合議制である。要するに「天皇は臣の翼を得て君臨し（reign）、臣は、天皇の宣りにたいして、合議で事を決し統治（govern）することが天皇への奉仕になる」（67一九頁）のである。

」のような「君臣共治」は、「ヨーロッパ中世の王と貴族の間の契約に基づく合議制とも、近代立憲制ともタイプを異にする。日本の場合には契約関係ではなく、君臨者と統治幹部の関係は、いわば持ちつ持たれつである。合議といつても、それは最高権力をコントロールするという契機はなく、いわんや権力の正統性の根拠でもない。衆知を集めた方がいいという政治的知恵は見られるものの、多数決制ではなく、満場一致が前提されている」（67一九頁）。以上の事態は、正統性と政策決定の分離としても定式化できる。政策決定は臣下たちの仕事である。しかし、臣下たちがそのことを天皇に対して「奏」し、天皇がそのことを「聞こしめすことで政策決定は始めて正統化される（85）。

(2) 律令国家以後

律令国家における「君臣共治」は、「日本における統治形態の伝統的なパターンをなしてきた、一種の二重統治——統治権の帰属者と実質的な権力行使者による——の「原型」が暗示されている。……幕府政治では、君主は將軍に、行政幹部は執權（鎌倉幕府）、管領・執事（室町幕府）、老中・若年寄（江戸幕府）に、それぞれ時代の変化について変化する。しかしながら、同じパターンは各藩レヴェルでも再生産される」（67一二三頁）。「その際大事なことは、権力が下降しても正統性のローカスは動かない」ということ、「日本全体として見れば、いかに実権が空虚化しても最高の正統性は皇室に」（85二三六頁）帰属していたことである。

明治憲法体制においても、「君臣共治」体制は持続した。「明治憲法はその第四条で立憲君主制を標榜し、第五条では「天皇は帝国議会の協賛を以て立法権を行ふ」と規定した」。この「協賛」という語が重要である。原案では、プロシヤ憲法の *Anerkennung* にならって「承認」という語を使用していたが、審議過程で強い疑義が出され、結局、「協賛」の語に落ち着いた。「ここには、臣下の合議に最高権力の統制という意味はない」という、上述の「原型」と同一のパターンがある」（67一一九頁）。

(3) 原型Ⅱ 大化前代

古代律令国家から近代天皇制国家にいたるまでの「君臣共治」の伝統は、実は、大化前代からのものである。すなわち、「記紀の叙述を見ても……、皇太子が事实上、攝政的な役割を行い、大臣・大連・大夫などの重臣と合議して、最高統治を行つていたことを物語つている場合が少なくない。しかも、さらに重要なことは、そうしたパターンが……、天皇をいただくヤマト国家の中央集権化の過程にかかわりなく、いな……天皇権威の強調の過程ともかかわりなく、いなむしろある意味では、それと併行して明確化していくことである」（67一五頁）。「大化革新から律令国家への移行が、天皇が直接に全国の人民・領地を公地公民として統治するという意味での「天皇親政」をたてまえとした制度改革であることは疑いない。……にもかかわらず、前述した統治の「原型」の基本図式はなお存続し」ている（67一二五一一六頁）。

(4) まとめ

およそ以上のようない丸山の「原型」論について、先に述べた私自身の「原型」論との対比において、さしあたり、次のような二つの特徴を指摘することができる。

第一に、私の場合、律令国家的国制を「原型」とする発想であるのに対し、丸山においては、「原型」は律令国家以前のより原始的な国制に見いだされるというものであり、律令国家は「原型」の再生産ないし噴出の最初の形態という認識であったことである。

第二に、私は、早熟的に天皇主権の觀念が成立したことを強調したのに対し、丸山は——決して天皇の存在を軽視したわけではないが——、どちらかといえば、臣下の側が政治的実権を掌握し続けたことを強調したことである。

C 批判——大化前代的国制は「原型」か？——

丸山は、律令国家的国制において、政治の実権が重臣たちに帰属していたことは大化前代からの伝統であることを指摘した。たしかにそのような面は存在する。しかし、質的相違も決定的であったようと思われる。このことは、たとえば選挙王制か否かという次元の王制のあり方の相違に現れていたように思われる。

(1) 選挙王制とその否定

① 大化前代における選挙王制

大化前代の大王制は、世界の原始王権に広く見いだされるといわれる選挙王制的様相を示していた。そこでは、

「大王」（この時期には「天皇」の称号はまだ成立していないかったが、慣用に従い、この報告では、これについても「天皇」ということがある）は、先帝死去の後に、血統上資格のあるものの中から、臣下たちが一人を推挙し、これにレガリア（王位を象徴するもの）を献上することによって決定されるという制度であった。このことは、允恭（五世紀初頭）、清寧（五世紀末）、顯宗（五世紀末）、繼体（六世紀初頭）、宣化（六世紀前半）、欽明（六世紀前半）、崇峻（六世紀末）、推古（六世紀末）、舒明（七世紀前半）についての、『日本書紀』における即位記事に見いだすことができる。

② 律令天皇制における選挙王制の廢棄

しかるに、選挙王制的記述は、舒明即位（六一九年）を最後に、『日本書紀』から消える。これにかわって、譲位（先帝による後継者指名）という、その後、明治の皇室典範による変更にいたるまで、約一二〇〇年間にわたって続くことになる制度が、明確な形では、持統天皇から文武天皇への譲位（六九七年）を嚆矢として開始された。

(2) 個別の諸支配の束から包括的一般的支配へ

いま一つ、大化前代的国制から律令国家的国制への移行にともなう〈君主—臣下〉関係の質的転換としておさえておかねばならないことは、先にものべたところの、王権が、

個別の諸支配の束（部民制）から包括的一般的支配へと変貌を遂げたということである。

(3)まとめ

要するに、大化前代における「大王—臣下」関係と、律令国家時代における「天皇—臣下」関係との間に、前者が「原型」として後者のうちに保存されたという丸山的命題では全くすことのできない、むしろ、そのように捉えてしまっては見失うことになる、王権のありかたの根本的質的な変化があつたのではないかということである。丸山のいうところの、「ヨーロッパ中世の王と貴族の間の契約に基づく合議制とも、近代立憲制ともタイプを異にする。日本の場合には契約関係ではなく、君臨者と統治幹部の関係は、いわば持ちつ持たれつである。合議といつても、それは最高権力をコントロールするという契機ではなく、いわんや権力の正統性の根拠でもない」（67二一九頁）といわれる日本的君臣関係は、律令国家的国制が創造した「原型」であつたようと思われる。

*

*

*

紙数および準備の関係から、本書に掲載する文章はここまでとし、以下に予定している「課題2 丸山の古代

思想論批判の一視角」については、シンポジウム当日の口頭報告に譲ることにする。

註

(1) 丸山は、「講義」段階で「原型」とよんでいたものを、後に「古層」とか「執拗低音」と表現するようになるが、以下で便宜上「講義」段階の概念である「原型」を使用することとする。

(2) 丸山自身の回顧によれば、「原型」については一九六三年度講義から論じたとのことである。しかし、そのような発想それ自体は一九五〇年代末にすでに獲得されていたと思われる。このことを示すのは、一九六一年の『日本の思想』（岩波新書）の「あとがき」である。丸山は、ここで、一九五八年の論文「日本の思想」の執筆の頃を回顧しつつ、「過去的なもの——極端には太古的なもの——の執拗な持続への着目が主題の一つであつたことを述べている。これに呼応するかのように、五九年度の講義は「古代国家と政治的神話」から説き起こし、六〇年度では「日本における思想史的発展のパターン」を扱い、六一年度では「伝統的なもの」の位置づけ、「古神道」における世界像の形成などが取り上げられた。この点につき、「丸山眞男講義録（第4冊）一九六四」解題（飯田泰三氏執筆）一二三二—四頁。また、丸山の「原型」論の発展について、「丸山眞男集」十卷解題（飯田泰三氏執筆）三六七頁以下参照。

(3) 水林彪「日本近代土地法の成立」（『法学協会雑誌』第九卷一号、一九七二年）。

- (4) 水林彪「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として」(1)-(6) (『国家学会雑誌』九〇巻一・二・五・六号、九一巻五・六号、九二巻一一・一二号、九四巻九・一〇号、九五巻一・二号、一九七七(八二年)および『封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、一九八七年。
- (5) 水林彪『記紀神話と王権の祭り』岩波書店、一九九一年。

(東京都立大学教授)